

## 市長等の措置に係る通知書

（財務部）

2012年12月26日監査執行

No	指摘事項	措置の状況	改善又は 検討の目標 年 月 日
1	<p>（管財課） 普通財産の管理は適切か</p> <p>現地調査した結果、一部に不適切なものが見受けられたので、必要な措置を講じられたい。</p> <p>①その敷地に隣家のバルコニー等が越境して設置されているとともに、使用貸借契約に定めた目的以外の目的で使用されている。（元観光課倉庫）</p> <p>②土地の全部が隣家の駐輪場等として使用されている。（本鵠沼5丁目市有地3）</p>	<p>① 既に越境部分について双方で確認をし、撤去の申し入れを行いました。今後とも引き続き交渉を進めてまいります。 また、使用貸借契約については、実際の使用目的に適合した内容での契約としました。</p> <p>② 土地の売り払いに向け、隣接地所有者と粘り強く交渉を続けていきます。</p>	<p>2014年3月31日</p> <p>2013年1月1日 （新たな使用貸借契約締結）</p> <p>2014年3月31日</p>
2	<p>普通財産の貸付手続は適切か</p> <p>申請があったものの、大部分について貸付手続が完了していないものがあったので、今後の事務を執行するに当たり必要な措置を講じられたい。</p>	<p>現在、すべての契約手続を完了しました。</p>	<p>2013年3月13日</p>

